

長岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を長岡市監査基準に準拠して実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和8年1月7日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	野本直樹
同	橋本奈奈
同	丸山広司

1 監査の対象

地域振興戦略部 栃尾支所、栃尾地域事務所

子ども未来部 保育課

2 監査の範囲

令和7年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

（委託料及び補助金については、令和6年度の執行分を含む。）

3 監査の期間

令和7年10月7日から10月31日まで

4 監査の実施内容

監査対象の事務事業が関係法令等に基づき適正かつ経済的、効率的及び効果的に執行されているかを、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務について監査しました。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

(1) 前回監査の結果に対する措置状況

是正改善の取組は適正か。

(2) 収入事務

収入事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 調定及び収入時期は適正か。

イ 領収証書及び現金出納簿の取扱いは適正か。

ウ 現金の管理は適正か。

(3) 支出事務

支出事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 支出負担行為及び支払時期は適正か。

イ 支出の特例による支払方法（前渡資金、概算払等）及び精算等の手続きは適正か。

ウ 檢収確認は適正か。

(4) 契約事務

契約事務に関する手続き及び時期並びに履行確認は適正か。

ア 関係法令等に基づき処理されているか。

イ 契約の相手方及び選定方法は適正か。

ウ 契約書に必要な条項が記載されているか。

エ 履行確認は適正か。

(5) 補助金交付事務

補助金の交付事務に関する手続き及び時期並びに事業実績の検査は適正か。

ア 要綱等に沿った事務処理となっているか。

イ 補助事業の実績は交付目的に適合しているか。

ウ 交付時期及び補助額は適正か。

(6) 財産管理事務

財産の管理は適正か。

6 監査の結果

監査の対象	監査の結果
栃尾支所	<p>【注意事項】</p> <p>未承認の旅行命令による旅費の支給について</p> <p>集落支援員（会計年度任用職員）が私有車を公務に使用した際に、旅行命令権者が旅行命令書に承認の押印をしないまま、旅費を支給しているもの</p> <p>上記の事項のほかは、適正に処理されていました。</p>
栃尾地域事務所	<p>【指摘事項】</p> <p>予定価格書の未開封とチェック体制の不備について</p> <p>随意契約に係る見積合せにおいて、あらかじめ決定した予定価格と複数の事業者から提示された見積金額とを比較し、予定価格以内の最低見積事業者と契約すべきところ、封入された予定価格書を未開封のまま、最低見積事業者を契約者として決定している。</p> <p>市は、このようなミスを防止するため、「契約執行事務チェックシート」を用いて、複数人による確認を行うこととしている。しかし、封入された予定価格書が未開封であったにもかかわらず、所属長はじめ複数人の職員が、開封を確認した旨の項目にチェックを入れている。</p> <p>結果的に、最低見積金額は予定価格を下回っており、契約に影響がなかったとはいえ、このような事態は、事業者選定の公平性や事務の公正性を確保する観点から不適切と認められる。</p> <p>必要な措置を講じ、適正な事務事業の執行に努めてください。</p> <p>上記の事項のほかは、おおむね適正に処理されました。</p>
保育課	適正に処理されました。